

桶川市危機対策会議設置要綱

(平成18年11月24日市長決裁)

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等、市民の生活に重大な被害を及ぼす事案等（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、桶川市危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機情報の収集に関すること。
- (2) 危機対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な危機対策に関すること。

(構成)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、市長とする。
- 3 副議長は、副市長及び教育長とする。
- 4 委員は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和54年規則第6号）第4条第2号から第6号までに掲げる職にある者をもって構成する。
- 5 議長は、前項に掲げる者のほか、関係部局長等必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。この場合において、副議長が2人以上あるときは、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(開設期間等)

第5条 市長は、危機の発生等に際し、危機管理を主管する部長からの報告を受け、緊急の対応の必要があると認めるときに対策会議を開催する。ただし、危機対策本部又は災害対策本部が開設されるときはこの限りでない。

2 対策会議を開催した場合は、呼称(例：〇〇対策会議)を定めるものとする。

3 各部局長は、対策会議における市長の指示等を踏まえ、所管業務に係る対策を講じるものとする。

4 市長は、危機による被害の拡大する恐れが解消したと認めるとき又は危機対策本部又は災害対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、危機管理を主管する課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月24日から施行する。

附 則(平成27年10月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年3月28日市長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。